

平成二十年九月二十四日提出
質問 第五号

我が国が抱える領土問題についての政府広報冊子に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

我が国が抱える領土問題についての政府広報冊子に関する質問主意書

北方領土問題と竹島問題の広報冊子として、現在政府は「われらの北方領土」と「竹島問題を理解するための十のポイント」を発行している。右を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇五年十月二十一日閣議決定の政府答弁書（内閣衆質一六三第一六号）によると、「われらの北方領土」の二〇〇〇年度版から二〇〇四年度版の発行部数と経費につき、二〇〇〇年度版からそれぞれ十萬部、四百七十萬四千円、八萬五千部、三百九十七萬九千六百五十七円、八萬五千部、四百五十八萬七千四百五十円、六萬六千部、四百三十九萬千三百六十二円、四萬三千部、二百九萬九千四百七十五円であるとのことであるが、二〇〇五年度版から最新の二〇〇七年度版についても同様に、その発行部数並びに経費を明らかにされたい。

二 外務省は本年二月に「竹島問題を理解するための十のポイント」を発行したが、その発行部数並びに経費を明らかにされたい。

三 外務省は毎年「われらの北方領土」をどこに配付しているか。その主な配付先並びに配付数、配付時期を全て明らかにされたい。

四 外務省は「竹島問題を理解するための十のポイント」をどこに配付しているか。その主な配付先並びに配付数、配付時期を全て明らかにされたい。

五 北方領土は北海道の管轄地域であり、市町村で言えば根室市に所属していると承知するが、外務省は北海道並びに根室市に対して毎年「われらの北方領土」を何部配付しているか明らかにされたい。

六 竹島は島根県の管轄地域であり、市町村で言えば隠岐の島町に所属していると承知するが、外務省は「竹島問題を理解するための十のポイント」を発行してから、島根県並びに隠岐の島町に対して同冊子を何部、いつ配付したか明らかにされたい。

七 外務省は衆参合わせた全国会議員に「われらの北方領土」を毎年配付しているか。

八 外務省は衆参合わせた全国会議員に「竹島問題を理解するための十のポイント」を本年配付したか。

九 七と八で、「われらの北方領土」と「竹島問題を理解するための十のポイント」を全国会議員に配付していないのなら、その理由を明らかにされたい。

右質問する。